



鳥取県公報

平成28年 1 月21日 (木)
号外第 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (37) (経営支援課) 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (38) (水産課) 3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (39) (〃) 3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (40) (〃) 3

告 示

鳥取県告示第37号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年 1 月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 1 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>10年</u>以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.15パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>10年</u>を超え<u>12年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>12年</u>を超え<u>15年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年<u>0.30パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.30パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.30パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.30パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>9年</u>以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.125パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>9年</u>を超え<u>11年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>11年</u>を超え<u>13年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>13年</u>を超え<u>15年</u>以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年<u>0.35パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.35パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> を超え <u>11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>11年</u> を超え <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.35パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.35パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10年</u> を超え <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.30パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.30パーセント																						
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9年</u> を超え <u>11年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>11年</u> を超え <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超え <u>15年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																						
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.35パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.35パーセント																						

鳥取県告示第38号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年 1 月21日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 1 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
1 略		1 略									
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率									
<table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.30パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.30パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.30パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.30パーセント		<table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.35パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td>年0.35パーセント</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.35パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.35パーセント	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.30パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.30パーセント										
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.35パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.35パーセント										

鳥取県告示第39号

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成28年 1 月21日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成28年 1 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
<table border="1"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>利子補給率</td> </tr> <tr> <td>年0.60パーセント</td> <td>略</td> </tr> </table>	貸付利率	利子補給率	年0.60パーセント	略		<table border="1"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>利子補給率</td> </tr> <tr> <td>年0.70パーセント</td> <td>略</td> </tr> </table>	貸付利率	利子補給率	年0.70パーセント	略	
貸付利率	利子補給率										
年0.60パーセント	略										
貸付利率	利子補給率										
年0.70パーセント	略										

鳥取県告示第40号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成28年 1 月21日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成28年 1 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第 3 号	年0.60パーセント	略	規則別表第 3 号	年0.70パーセント	略

の資金			の資金		
規則別表第 7 号 の資金	年1.225パーセント	略	規則別表第 7 号 の資金	年1.325パーセント	略
その他の資金	年0.60パーセント	略	その他の資金	年0.70パーセント	略